

大妻女子大学動物実験等管理規程

平成 25 年 3 月 27 日
制定

(前文)

この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月日本学術会議）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

(趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学、大妻女子大学短期大学部及び大妻女子大学大学院（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置及び動物実験計画の承認手続き等、必要な事項を定める。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年総理府告示第 40 号）」その他法令等に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の 3R の原則に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第 2 条 この規程における各用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等：本条第 4 号に定める実験動物を教育、試験、研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 動物飼育室：実験動物を飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 動物実験室：実験動物に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行う施設（部屋）をいう。
- (4) 実験動物：動物実験等の利用に供するため、動物飼育室及び動物実験室で飼養又は保管している哺乳類に属する動物をいう。
- (5) 実験動物管理者：実験動物、動物飼育室及び動物実験室を管理する者をいう。
- (6) 動物実験責任者：動物実験等の実施を統括する責任者（専任教員）をいう。
- (7) 動物実験実施者：動物実験責任者の下で、実験動物の飼養又は動物実験等に従事する者（教員、助手、学生）をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、本学において実施される哺乳類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等

が実施されることを確認しなければならない。

(研究機関の長)

第4条 研究機関の長は学長とし、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有する。ただし、研究機関の長である学長は、この規程に定める研究機関の長が行うべき業務を、家政学部長に代行させることができる。

2 前項ただし書の場合において、この規程中(前項を除く。)
「研究機関の長」とあるのは「研究機関の長の業務を代行する者」と読み替えるものとする。

(大妻女子大学動物実験委員会の設置)

第5条 本学に、大妻女子大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会については、別に定める

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、動物実験マニュアルに掲げる事項及び以下に掲げる条件を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を研究機関の長に提出する。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性が明確であること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数を削減するため、実験動物種選定の合目的性、実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 実験動物に与える苦痛の軽減を図り、動物実験等を適切に行うこと。

2 研究機関の長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を行わせ、その結果を当該動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、自身の動物実験計画の審査には参画しないものとする。

4 動物実験責任者は、動物実験計画について研究機関の長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(動物飼育室及び動物実験室)

第7条 動物飼育室及び動物実験室の取扱いについては、別に定める。

(教育訓練)

第8条 研究機関の長は、動物実験責任者及び動物実験実施者へ、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 研究機関の長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第9条 研究機関の長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせる。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を研究機関の長に報告する。
- 3 委員会は、動物実験責任者に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 研究機関の長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努める。

(情報公開)

第 10 条 研究機関の長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を毎年 1 回程度公表する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大妻女子大学運営会議で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「動物実験施設の整備及び管理の方法並びに具体的な実験の実施方法を定めた規程（機関内規程）（平成 22 年 2 月 16 日制定）」は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。